

決 算 審 査 特 別 委 員 会

口 頭 指 摘 事 項 (案)

平成22年12月16日

平成21年度決算に係る指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 県政広報のあり方について (統轄監)
- 2 「県民の声」制度の再点検について (総務部、各県民局)
- 3 県民文化会館等の指定管理者導入施設の管理運営について (総務部、文化観光局)
- 4 とっとり政策総合研究センター助成事業の今後のあり方について (企画部)
- 5 心のバリアフリー推進事業について (福祉保健部)
- 6 保育施設の充実について (福祉保健部)
- 7 鳥取県農商工連携促進ファンド事業の一層の推進について (商工労働部)
- 8 鳥獣被害の拡大防止について (農林水産部)
- 9 鳥取港分譲地の分譲促進について (県土整備部)
- 10 物品調達業務のチェック体制について (会計管理者)
- 11 竹内工業団地の販売促進について (企業局)
- 12 質の高い医療の提供と医療スタッフの養成について (病院局)
- 13 一層の経営改善の取り組みの推進について (病院局)

決算審査特別委員会 口頭指摘

(平成22年12月16日)

決算審査特別委員会において平成21年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘の申し渡しを行います。

第1点目は、県政広報のあり方について あります。

県政だよりなどの県政広報物は、従来から各市町村の自治会を通じて市報等と共に各戸配布されていますが、近年、アパート、マンション等の集合住宅を中心に自治会未加入者が増え、県からの必要な情報が十分に県民に届いていない現状が見受けられます。

県民にとって重要な情報を迅速かつタイムリーに周知するため、より多くの県民に到達する方法を検討すべきであります。

第2点目は、「県民の声」制度の再点検について あります。

県民の声は、「県民とともに歩む県政」「県民に開かれた県政」を推進するため、県政に対する提言、要望や意見、苦情等を広く県民から募集して、積極的に施策に反映する制度で、平成11年度から行われています。

県民から寄せられる意見は、県民課及び各総合事務所県民局が窓口となり、内容に応じて担当部局・課に振り分けられるしくみになっていますが、窓口の一本化は、県民側のメリットが強調されやすいものの、一方で、苦情対応や処理に要する時間短縮などにおいて、行政側の都合に拠る部分も大きく、決められた手続きや効率化を優先するあまり、かえって行政事務の非効率を招く恐れも否めません。その結果、県民軽視や行政サービスの低下を招いては本末転倒であります。

については、窓口と担当課の役割分担を明確にし、双方のつなぎが迅速かつ円滑に運ぶよう連携を密にするなど、県民の視点で窓口業務・対応方法を今一度再点検すべきであります。

第3点目は、県民文化会館等の指定管理者導入施設の管理運営についてであります。

県民文化会館及び米子コンベンションセンターは、県の文化、経済活動を支える拠点施設として、県民等のニーズに的確に応えられるよう施設及び設備を常に良好な状態に保つことが求められます。そのため、指定管理者において施設設備の日常点検の強化と速やかな補修対応が今後も図られるよう、必要な手立てを講ずるべきであります。

なお、両施設ともいずれも築後相当年数を経ており、今後施設設備の改修が必要となる箇所の増加及び経費の増大が懸念されるところであり、施設設備の改修における指定管理者と県との役割分担の現在のルールの再検討に併せ、今後、予測される高額な経費を要する大規模な設備の改修に備えた中長期的な計画づくりを行うべきであります。

以上を踏まえ、上記以外の指定管理者導入施設についても同様に検証し、指定管理者全体の問題として対応することも検討すべきであります。

第4点目は、とっとり政策総合研究センター助成事業の今後のあり方についてであります。

財団法人とっとり地域連携・総合研究センターは、平成21年度より従来の分析型の研究・提言から中山間地域などにおける地域活動実践を主眼とした活動に転換を図っており、この活動をはじめとした同センターの運営に対して、県は年間8千万円の経費助成を行っています。

同センターの地域連携の取り組みを通じて、これら取り組みの対象となった地域及び団体は、一定の利益を享受していますが、その経費は県が負担しているのが実態であります。

については、今後は、地域や団体が享受する利益と負担の関係についても十分検討を行った上で同センターへの経費助成のあり方を考えるべきであります。また、同センターの提言が地域や団体にどのように活かされているかについても経費助成を行っている県として十分検証すべきであります。

第5点目は、心のバリアフリー推進事業について であります。

ハートフル駐車場利用認証制度は、身体等に障がいがある方や高齢により歩行が困難な方、あるいはけがや出産等で一時的に歩行が困難な方などが施設の専用スペースを適切に利用するため、平成21年10月に開始された制度ですが、平成22年10月末現在で、利用証交付数は2,010件、協力施設数は315件と1年経過後あまり進んでいない状況です。

このため、制度周知の方法や利用証の申請・交付の仕組み等、事業のあり方を再検討することが必要であります。

第6点目は、保育施設の充実について であります。

子どもの保育に関しては、年度途中に待機児童が生じたり、病児・病後児保育のニーズも高まってきているなど、様々な課題があります。

このため、共働き世帯が多いと言われる本県の実情を勘案し、事業所内保育施設の一層の充実や東・中・西部に病院と連携した病児・病後児の託児施設の設置など、多様なニーズに対応したきめ細やかな保育が実現できるよう市町村や企業等関係者と積極的な検討を行うべきであります。

第7点目は、鳥取県農商工連携促進ファンド事業の一層の推進について あります。

県では、平成21年度から25億円のファンドを創設し、その運用益で農商工連携事業者の新商品開発等に助成する鳥取県農商工連携促進ファンド事業を実施しています。

初年度ということもあり、1.7採択事業のうち事業化は2事業に留まっていますが、平成19年度に50億円のファンドで創設された「次世代・地域資源産業育成事業」と相俟って、この事業で開発される新商品・新サービスは今後の本県の柱となる産業に成長することが期待されているところです。

現在、この事業は商工労働部を中心となって取り組んでいるところですが、農林水産物と産地技術をうまく融合させるためにも、農林水産部と一層の連携を図るべきであります。

また、今後の採択事業の増加に対応するため、商品の開発段階に合わせた支援や県外PRを行う体制を強化するとともに、併せて関係機関との連携強化を図るべきであります。

第8点目は、鳥獣被害の拡大防止についてであります。

近年の野生鳥獣による被害は、その範囲が拡大しており、農作物への被害のみならず、農村生活への影響も見られるなど深刻化しつつあります。又、被害獣はイノシシに加え、近年はシカによる食害も多発しています。

被害防止のため、進入防止柵、個体数調整のための捕獲、誘導物の除去等を行っていますが、さらに効果を上げるために捕獲体制の整備を行う必要があります。

獣肉処理施設で処理されたイノシシやシカの肉は販売できますが、捕獲頭数のうち食用として利用されているものは、僅かな頭数に留まっています。獣肉の販路を開拓するとともに、処理施設の整備や狩猟者に対する衛生処理マニュアルの周知等を図るなどし、中山間地域の活性化策として活用を検討すべきであります。

また、県境付近に多く生息しているため、個体数調整について近隣県と連携を図るべきであります。

第9点目は、鳥取港分譲地の分譲促進について であります。

鳥取港分譲地は、千代地区が昭和61年より、西浜地区が平成12年よりそれぞれ分譲が行われています。当分譲地は、起債を主な財源として整備されており、昨年度の港湾整備事業特別会計決算では、起債償還元金として1億6百万余が支出されており、その概ね半額が一般会計からの貸付で賄われています。

一方、当分譲地の分譲状況は、千代地区が70.6%、西浜地区が63.5%となっており、償還財源における一般会計の負担軽減を図る上で、一層の分譲促進を図るべきであります。

第10点目は、物品調達業務のチェック体制について であります。

物品調達システムによらない少額の物品購入は、出納機関内で購入伺、発注、検収、支払を行い、一連の手続きが完結するしくみとなっています。

しかし、1契約当たりの金額が少額といえども、累計すれば高額となることや、随意契約の弊害として一部業者に発注が偏りやすい面があることから、効率的かつ円滑な物品調達に配慮しつつも、会計処理の過程でミスや不正等が介入しないような体制づくりが求められています。

21年度は会計検査院で自治体の物品購入における不正経理が指摘され、全国的に問題となったこともあって、本県会計管理者においても、3回にわたり制度等を見直していますが、あくまでも内部統制の域を出ていないのであります。

契約金額の多寡にかかわらず、全契約において物品調達システムを導入するなど、会計処理の不正防止に向けた抜本的な方策を検討すべきであります。

第11点目は、竹内工業団地の販売促進について あります。

竹内工業団地は、今まで20年以上販売促進に取り組まれ、割賦販売や長期貸付制度の導入に加え、平成20年度には実勢にあわせた分譲単価の大幅引き下げを実施されていますが、平成22年3月現在で約15%が未分譲となっています。

一方、企業立地による産業振興と雇用の確保には工業団地を確保している意義は大きく、境港に近い竹内工業団地では、将来、環日本海への貿易関連施設等の整備などが期待されるところであります。

については、国際定期貨客船の運行に関連した企業の誘致に努めるなど、県政の施策との連携を図り、より一層の販売促進に努めるべきであります。

第12点目は、質の高い医療の提供と医療スタッフの養成について あります。

両県立病院では、急性期病院として高度で専門性の高い医療の安全な提供が求められており、専門性向上に向けて医師の学会参加、研究論文の発表、看護師やその他医療スタッフの研修会等の参加を奨励し、最新の医療知識・技術の習得等に努められているところあります。

しかし、医療を取り巻く情勢は日進月歩であり、県民に安心・安全で質の高い医療を提供するためには、その習得に恒常に取り組むことが必要です。現在のように、医師等の自主性に任せるだけでなく、医療スタッフ等の資質向上の計画を策定し、病院の専門性向上に必要なものは指定する等の仕組みを導入するなど、学会等に参加しやすい職場環境や勤務体制づくりに一層取り組むべきであります。

さらに、地域の中核を担う公的病院として、学会参加等で習得した医療の知識や技術等を紹介する講演会や研修会等を開催し、地域の病院等に参加を促し、地域全体の医療の質やレベルの向上に資するとともに、参加者の課題等の共有を通してネットワークを強化し、一層の地域医療連携の推進に取り組む必要があります。

最後は、一層の経営改善の取り組みの推進について あります。

平成21年に作成した改革プランに定める目標に向けて、医師をはじめとする医療スタッフの確保・充実等により医療体制の充実と看護サービス向上に努め、また、診療材料や医薬品の一括購入方式の導入によるコスト管理の徹底、ジェネリック薬品の積極的採用等により経費削減に努め、医業収支比率等が向上するなど経営が改善されてきており、その取り組みは高く評価するところです。

しかし、平成21年度決算において、両病院併せて累積欠損金は合計で139億8,753万円に増加するなど、依然として厳しい経営状況があります。

このため、県の基幹病院として求められる役割・機能を果たすために必要な医療スタッフの確保と資質向上、先端機器の導入等により、安全で質の高い医療サービスの提供に努めつつ、地域医療連携の推進による効率的医療の提供、診療材料等のコスト管理の徹底による費用縮減、未収金の回収等により、現在の改革プランの最終年度の22年度の目標の達成に向け、一層の経営の改善に取り組むことが必要であります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。

